

令和5年第3回農業委員会総会

1 日 時 令和5年3月23日(木)
午前10時00分～午前10時30分

2 場 所 大竹市役所 3階 大会議室

3 出席委員
(農業委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
1	正木 静夫	7	島原 順二
2	石井 昌嗣	8	田中 博幸
3	東田 保夫 <small>たけし</small>	9	橋村 實男
4	丸小 操		
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
6	古木 麻知子		

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典
事務局長補佐	野島 史雄		

令和5年第3回農業委員会総会日程

1 日時 令和5年3月23日(木) 午前10時00分

2 場所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第8号	大竹農業振興地域整備計画の変更について
日程第2	議案第9号	大竹市農用地利用集積計画(第107期)の 決定について
日程第3	議案第10号	非農地証明の申請について
日程第4	議案第11号	農業経営基盤強化促進法に係る権限移譲事 務に関する検討について
日程第5	報告第4号	農地法第5条第1項第7号の規定による農 地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和5年 第3回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

会 長

みなさんおはようございます、早朝よりご出席をいただきましてまことにありがとうございます。本日の出席委員11名中10名（欠席1名）で定足数に達しておりますので、これより、令和5年第3回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則 第17条 第2項の規定により、会長において、2番 ^{いしい}石井 ^{しょうし}昌嗣委員、3番 ^{ひがしだ}東田 ^{やすお}保夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

これより、日程第1 議案第8号「大竹農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、ご説明いたします。議案書は、2ページから 3ページになります。

まず始めに、今回の変更について概略をご説明します。

大竹農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて大竹市が策定しているものです。計画に変更がある場合には、JAや農業委員会などに意見を聞くことが規定されております。

このたびの主な変更についてですが、市に対しまして、農業振興地域内にある農用地区域からの除外申請があり、該当する農地を農用地区域から外して農地転用をするためです。

農業振興地域内の農用地区域の農地は、原則転用が禁止されているため、農地以外の用途に利用する場合には、農地法による農地転用許可申請の前に除外の手続きをする必要があります。

除外の要件としては、主には他の農用地の利用及び集積に支障を及ぼさないこととなっております。

今回、議案書3ページにありますように栗谷町広原から1筆、栗谷町後原で8筆、大栗林字沖ノ窪で1筆、松ヶ原町字鶯池で2筆の除外申請がありました。

申請者からは、後原は、相続人に耕作できる人が居ないので、太陽光発電設備を設置する事業者売却するために、また、大栗林と松ヶ原町は、非農地証明が既になされているため、広原は県道改良工事のため、それぞれ公共用地として土地利用するためにすでに農地ではないことから除外の申請となったものです。

後原に設置される太陽光発電設備ですが、事業計画によると、パネル192枚、出力49.5kWの小規模発電所を2か所設置するものです。

現地は、未耕作地を含む農地ですが、一団の農地の辺縁にある農地であり、周辺の農地に支障を及ぼすことはないと思われまます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

東田委員

農用地からの除外の申請ということですが、今回具体的に転用の必要に迫られて除外申請を行うのだらうと思われるのですが、現実的には転用も同じですが、自然荒廃をして農業振興地域といいながら農用地ではないような土地があちこちにあるというのが実態であると思うんです。それでもいいのかというのはありますが、今回松ヶ原地区で2筆出ておりますが、その周辺の地番についても現に埋立てられているとか、農用地でないような形態になっているものがその周辺部には出てきているというのが実態というものかと思えます。農用地の除外申請というのは今回の人工的になされるものとは別に、自然荒廃など、そういったときに除外の手続きをする義務が地主にありますか。また、将来的に農用地指定を見直す対応は考えていますか。個々の必要に迫られた部分に対しての対応をせざるを得ないのかもしれないかもしれませんが、これから先どうしていくのか何か対応やお考えははあるのでしょうか。

事務局長

今、東田委員が言われたとおりです。この前1月に阿多田地区の荒廃地を農業委員会が非農地と認め、農地から外すという手続きをさせていただきました。今後はそういった形で農地ではないというところがある場合、農業委員会がここは農地ではない、非農地の決定をし、併せて振興地域整備計画書から地番を除いていく作業を行うということになります。もっとも集落全体の外周部が農用地として活用できない状況もあるかと思えます。そういった部分については農用地区域の見直しも含め検討しなければならないと思っております。しかしながら、まだ具体的にどこからということはないのでこれは課題として考えています。

会 長

そのほかにご覧いただけますか。

石井委員

農振の除外申請については、11月の年1回ではないのですか。

事務局（川本）

昨年の11月に除外申請が出され、その後県と協議をいたしまして、2月に内諾がでまして、その後JAより意見を聴取しまして今回3月の総会で農業委員会の決定を経たのちに、計画の変更が行われるということです。

石井委員

相続人に耕作ができる人がいないということですが、できるできないというのはどういった判断ですか。あと代表者の名前とか売主の名前もないのですがこれでよいのですか。

事務局（川本）

これは市の計画ですので、今回は市として当該地を農用地から外すかということですので。決定後ただちに5条の転用許可申請が出ますのでその際、売主であるとか買主であるということを改めてお諮りするということになります。

石井委員

もう一つ、最近私や会長の地区に小規模な太陽光発電所を作りたいという問い合わせを地区の人に行っているという会社があるわけです。そういった地区の人が私や会長の所に相談に来るわけです。それと以前より耕作放棄地とかもありまして、人情としてはしょうがないなということもあります。これから相談事が地区の人よりたくさんあるのですが、一つ一つに対し正式に回答していないのはありますが、今農振法にかかっているとこの線引きというところで、たとえば道路から向こうはいいとかダメだとか農業委員会として検討することはできるのでしょうか。

事務局長

さきほど東田委員の時にもお話したものと似たところがありますが、そういったところが顕著にあるところで、線引きを見直すにしても地域のご意見を聞いて市の計画になる点を踏まえておるといふところです。ただ、計画の変更は1筆ごとにはできるのですが、地区全体を見直しができないので全体を変更する場合は、広島県と協議を行い県が認めなければ変更できません。したがって地域全体を巻き込んでやっていかないと難しいところがあります。今言われる通り個別にここはよいのかどうかという筆ごとの線引きができていないばかりか土地の現況とあっていない、図面もないという地区もあるといふところで線引きもしっかりできていないところもあります。したがってこの地区は大体農用地区域であるとかそういう整理の方法です。逆に言えば計画に除外された地番が入っておりますのでそこははっきりとわかるのですが、隣の土地とかについては除外されていないであろうといふことでの想定しかありません。

石井委員

私が一番心配しているのは地区担当委員として現場を見に行ったときに、ここは農振法の除外の対象という話が出たときに道路を挟んで3～4メートル離れた場所の土地を除外できないのはなぜかという話が来たときに我々農業委員が地区担当として判断できないということがあります。このあたりの判断については市の方の協議であるとか県との協議であるとか答えることが難しいといふことですのでこのあたりの対応について教えてください。

事務局長

個別の判断について、農業委員さんがその場で答えるといふのは難しいと思います。除外は申し出でありますので、したいといふことであれば申請を行ってそれに対して審査を行うこととなります。事前にこういう場合はできる、できないといふのを話すのは難しいといふのもありますし、市の方でよいと思っても県の方で難しいといふ回答になる場合もありますので、申請を上げてもらって審議するしかないと考えておりますので、除外の進め方の制度関係をきちんと説明するのが良いのではないかと思います。

会 長

その他にございますでしょうか。

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件について変更案に異議なしと回答することに決してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

ご異議がないようですので、本件については変更案に異議なしと回答することに決定されました。

続きまして、日程第2 議案第9号「大竹市農用地利用集積計画(第107期)の決定について」を議題といたします。

それでは、本件について事務局より説明を求めます。

事務局(川本)

それでは、議案書 4ページにありますように、このたび1件提出がありましたのでご説明いたします。

利用権の設定を受ける方、利用権を設定する方は、それぞれ議案書記載のとおりです。利用権の詳細は、5ページ、6ページ、地図は7ページをご覧ください。

申請地は松ヶ原町字大畠の2筆で、現況は田、面積は2筆合計 1,017㎡、利用権の種類は使用貸借で、内容は野菜栽培となっています。

この利用権は、継続で、令和5年4月1日から令和9年12月31日までの契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、地区担当委員の意見を求めます。3番 東田委員、お願いします。

東田委員

継続ということで基本的に問題はないということでございます。以前より農地を借りて野菜作りをしております。野菜作りが大変詳しく、営農関係に深い知識・技術を有しており、熱心に野菜作りをされている方だと思います。貸している方は高齢で耕作できませんので貸主借主双方に意義のある利用権設定であり、問題ないと考えています。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか

(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件は計画のとおり決定されました。

続きまして、日程第3 議案第10号「非農地証明の申請について」を議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第10号「非農地証明の申請について」をご説明いたします。

議案書は 8 ページ、地図は 9 ページをご覧ください。所在は、立戸四丁目の1筆で、登記地目は畑、現況は宅地、面積は33㎡の土地です。隣接する宅地に、昭和42年5月に住宅を建築した際に、車庫、駐車スペースと、住宅玄関に続く通路を設け、現在まで使用されてきました。

申請人は、地目が畑であることから、現況に合わせて地目を変更する目的で、非農地証明を申請したものです。

広島県の「農地法に関する各種証明事務取扱ガイドライン」に沿って検討すると、今回の申請地は、昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃（かいはい）地（いわゆる無断転用地）となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、今回の申請も証明に該当する事案と考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。9番 橋村委員お願いいたします。

橋村委員

先日3月16日ですが、調査に行きました。調査に出席されたのは事務局と丸小委員、古木委員です。非農地証明ということで現況は駐車場となっています。

会 長

続きまして、現地調査委員の意見を求めます。4番 丸小委員お願いいたします。

丸小委員

先ほど橋村委員が言われた通り、現地は道路に面しており入口から車庫になっておりまして農地としての役割を果たしておりませんので非農地証明を出してもよろしいと思います。

会 長

非農地証明申請につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑なしの声）

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。

続きまして、日程第4 議案第11号「農業経営基盤強化促進法に係る権限移譲事務に関する検討について」を議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、ご説明いたします。議案書は、10ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法の一部が改正され、令和5年4月1日から、地域計画の法定化や認定農業者が事業を行う場合の手続きの簡素化、ワンストップ化などが盛り込まれました。この中で、認定農業者の農業用施設の整備に係る農業経営改善計画の認定を、農地転用許可があったものとみなす制度が設けられました。

広島県では、農地法上県知事に許可権限がある農地転用について、4ヘクタール以下の農地転用許可事務を、市町に権限移譲し、大竹市長から、大竹市農業委員会会長に委任されています。今回の法改正で新設された農業経営改善計画の認定に際し、農業委員会に意見を求める場合、農地法では、農業委員会から、県の意見を聴取することになりますが、これについても、4ヘクタール以下の農地転用許可事務と同様に、市町に権限移譲を行い、県の意見聴取を省略し、農業委員会の意見を以て、転用許可があったものとみなすことができるようにするものです。

現在、権限移譲されている範囲に、新しく設けられた制度もその範囲に含めるための変更となるもので、問題はないと思われまます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。お諮りいたします。

本件について県から農業委員会の意見を求められた場合、権限移譲に同意する旨を回答することに決してご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

ご異議がないようですので、本件については権限移譲に同意する旨を回答することに決定されました。

続きまして、日程第5 報告第4号「農地法第5条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第4号について、事務局長において専決処理しましたのでご報告いたします。

議案書は 11ページ、地図は 12ページをご覧ください。

届出地は、西栄三丁目の1筆、登記地目は畑、現況は休耕、面積は181㎡です。

転用目的は譲受人が自宅の隣である申請地を駐車場として利用する目的で取得するものです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

2月17日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

会 長

質疑及び意見は「なし」と認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和5年 第3回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。